軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に係るフローチャート

軽度者（要支援１・２、要介護１※）であり、適切なアセスメントを行い、課題解決の為に福祉用具貸与を必要とする。
※「自動排泄処理装置」については、要支援１・２、要介護１・２・３の方。

はい

認定調査の調査票のうち、基本調査の直近の結果が、厚生労働省が定める者（別表）に該当する。

はい

算定可
サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアプランに位置付けてください。（町への確認不要）

いいえ

種目が「車いす及び車いす付属品」、であり「日常生活範囲における移動の支障が特に必要と認められる者」又は種目が「移動用リフト（つり具の部分を除く）」であり「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」のいずれかである。

はい

算定可
該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断する。（町への確認不要）

いいえ

医師の医学的な所見に基づき、次のｉ～ⅲに該当するものと判断された。
ｉ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に必要となる。（状態の変化）
ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要性が確実に見込まれる。（急性増悪）
ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から必要と判断できる。（医師禁忌）
※主治医意見書、医師の診断書、医師からの聴取のいずれかの方法により確認してください。

はい

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断された。

いいえ

算定不可

はい

町に「介護保険軽度者に係る福祉用具貸与確認申請書」を提出する。

非該当

該当

いいえ

算定不可

算定可